

## 報告第1号

### 専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額の決定について下記調書のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成25年2月21日

提出者 足立区長 近藤 弥生

### 損害賠償額決定調書

専決処分年月日	決定額	相手方	事件の概要
平成24年10月19日	111,300円	足立区西伊興在住者	平成24年5月31日、総合スポーツセンターテニスコート利用者の打球が、防球フェンスを越え、相手方の店舗のネオンサインに当たり破損させ、損害を与えた。